

トラック運送業における書面化実証実験評価会議事要旨

日時：平成 25 年 10 月 21 日（月）

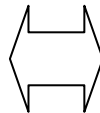
場所：国土交通省自動車局会議室

○書面化実証実験事務局

国土交通省自動車局貨物課
国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課
公益社団法人 全日本トラック協会
一般社団法人 東京都トラック協会

○参加事業者（24社：運送委託者（6社）、運送受託者（18社））

・ 第一次産業物流子会社（委）
・ 第二次産業物流子会社（委）
・ 元請事業者（委）
・ 中小実運送事業者（受）



荷主企業：3社（委）
実運送事業者：17社（受）

○地域：東北、関東、北陸信越、中部、近畿、九州

○実証実験実施期間：平成 25 年 8 月下旬～9 月末

1. 運送委託者は運送委託書（運送状）を交付したか 運送受託者（実運送事業者）は運送引受書を交付したか

○ 運送委託者は運送受託者に対し、総じて運送委託書（運送状）を交付していた。

○ 運送受託者は運送委託者に対し、総じて運送引受書を交付しており、その手法は下記のとおりであった。

【ケース 1】（4社）

受理した運送委託書に「確認済印」を押印し FAX にて返信。

【ケース 2】（4社）

ガイドライン掲載の記載様式のとおり、受託時の記載事項（受託者名、連絡先、担当者名等）を記載のうえ、FAX にて返信。

【ケース 3】（4社）

システム上で承認。

【ケース 4】（6社）

既存の運送委託書（3条書面）に対して、受託者名を記載のうえ、FAX にて返信。

2. 運送引受書は、運送委託書（運送状）を踏まえた内容か

- 運送引受書については、すべてにおいて運送委託書を踏まえた内容であり、更に、業務上の必要事項（運転者名・車番等）を追記し、返信している例もあった。
- 運送委託書の記載事項については下記のとおりであった。
 - 運送条件は6社すべてで記載されていた。
 - 具体的な積込み開始時間については、記載、未記載のいずれもあった。
 - 運賃については6社すべてで記載されていた。（基本契約書等での記載も含む。）
 - サーチャージ及び附帯業務料金は欄のみで具体的な記載はなかった。
 - 支払方法、支払期日については6社すべてで記載されていた。（基本契約書等での記載も含む。）

3. 書面化に伴う手間及びコスト負担について

- 基本契約や既存の書面を用いて不足項目の対応を行うことで特段の手間はなかったとの意見であった。
- 総じて必要記載事項がこれ以上増えず、ガイドラインに示されたルール程度の書面化であれば負担感や人件費等の負担はないとの意見であった。

4. 書面化により期待される効果、その他の指摘事項

- 書面に残すことにより、後に受委託内容を確認するうえでの証拠となる。
- 双方が輸送内容を事前に確認できるため、輸送内容や料金等が明確化され、誤配送および料金トラブルの防止が期待される。
- 輸送手配洩れの有無が確認できる。
- 契約当事者以外の第三者（着荷主等）から運送事業者が求められる「商慣習としての附帯作業」に対する抑制効果が期待される。
- 待機時間の減少・附帯業務の有料化、結果として労働時間の短縮・労災事故の減少を図りたい。
- 書面化は基本契約を締結していれば、簡略化できる。
- スポット取引の際に、運送前に確定できない項目があり得る。
- 長年の取引関係で暗黙の了解で決まっている事項（具体的な積み込み時間等）は、明示していないことがある。
- 社内手続きの関係で結果として書面の提出が遅れることもある。